

# 運 航 基 準

令和5年6月16日改定

北日本曳船株式会社

## 目 次

第 1 章	目 的	・ ・ ・ ・ ・ 1 項
第 2 章	運航の中止	・ ・ ・ ・ ・ 2 項
第 3 章	船舶の航行	・ ・ ・ ・ ・ 3 項
添 付	運航基準図	
	運航記録簿	

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、苫小牧港内通船業務にあたる船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の中止

(発航の中止)

第2条 船長は発航地港内の気象・海象が次に挙げる条件の一つに達していると認める時は発航を中止しなければならない。

風速	波高	視程
15m/s 以上	1.0m 以上	300m以下

2. 船長は発航前において航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）が次に挙げる条件の一つに達する恐れがあると認めるときは発航を中止しなければならない。

風速	波高
15m/s 以上	1.5m 以上

3. 船長は前二項の定めに基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置を取らなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となる恐れがあると認めるときは、基準航行を中止して減速、適宜の進路、基準航路の変更等の適切な措置を取らなければならない。

2. 前項に挙げる事態が発生する恐れがある大凡の海上模様は次に挙げる通りである。

風速	波高
15m/s 以上	1.5m 以上

3. 船長は航行中、周囲の気象・海象（視程は除く）が次に挙げる条件の一つに達する恐れがあると認めるときは目的の航行の継続を中止し反転、又は避泊の措置を取らなければならない。但し基準航路の変更により目的地への安全な航行の継続が可能と判断されるときはこの限りではない。

風 速	波 高
1.5 m/s 以上	1.5 m 以上

4. 船長は航行中、周囲の視程が次に挙げる条件に達したと認めるときは基準航行を中止し当直体制の強化、及びレーダーの有効活用を図ると共にその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外碇泊、又は基準経路の変更の措置を取らなければならない。

視 程
300 m以下

（着棧又は着岸の中止）

- 第4条 船長は着棧又は着岸予定の棧橋、又は岸壁付近の気象・海象が次に挙げる条件の一つに達しているときは、着棧又は着岸を中止し適宜の海域での碇泊、着岸岸壁の変更その他の適宜な措置を取らなければならない。

岸 壁	風 速	波 高	視 程
汐見船溜岸壁	1.5 m/s 以上	1.0 m 以上	300 m以下

（運航の可否判断の記録）

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置および協議（船長が運航管理者を兼任している場合を除く）の内容を運航記録簿に記載するものとする。運航中止基準に達した又は達する恐れがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は運航管理者と協議し次の配置を定めておくものとする。

変更する場合も同様。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次の通りとする。なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成し運航の参考にするものとする。

- (1) 起点、終点、及び目的地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路
- (3) 船長が指揮を執るべき狭水道等の区間
- (4) 船舶が輻輳する海域
- (5) 船長が運航管理者と連絡を取るべき海域
- (6) 航行経路付近にある浅瀬、岩礁等の航行障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保する為の必要事項

(基準経路)

第7条 基準経路は運航基準図に記載の通りとする。

(速力基準)

第8条 速力の基準は次の通りとする。

速力区分	速 力
最微速	3ノット
微速	5ノット
半速	6ノット
港内全速	8ノット
航海全速	12ノット

2. 船長は速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
3. 船長は旋回性能、惰性等の記載した操縦性能表を船橋に備え置かなければならない。

(特定航法)

第9条 苫小牧港の航法

- (1) 水路においては、右側航行及び追い越し禁止
- (2) 出港時、第2号灯浮標付近で水路を横切の場合は、水路を航行する他の船舶の航行を妨げてはならない
- (3) 入港時、東波除堤付近で水路を横切の場合は、水路を航行する他の船舶の航行を妨げてはならない
- (4) 出入港時、汐見船溜りから第2号灯浮標間は速力10ノット以下とし、他船の動向に十分留意しながら航行する。
- (5) 港則法施行規則第20条の2による信号に留意する
- (6) 港則法施行規則第11条(進路の表示)の告示による信号旗を掲揚する。
- (7) 船舶は苫小牧港第1区第2区の海面に於いて船首を回頭するときは、昼間は国際信号旗Rを夜間は海上衝突予防法に規定する船灯の外、紅灯1個を見やすい場所に掲げること

(通常連絡)

第10条 船長は下記(1)の地点を発航したときは、運航管理者に下記(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 発航地点
  - \* 汐見船溜まり定繋地
  - \* 作業従事船舶
- (2) 連絡事項
  - \* 作業従事船舶名/発航場所
  - \* 発航時間
  - \* 乗客数
  - \* その他到着予定時刻など運航管理上必要と認める事項

2. 運航管理者は航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じた場合その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と安全統括管理者、又は運航管理者（運航管理補助者）との連絡方法は、次の方法による。

区分	連絡方法	連絡先
通常／緊急	携帯電話／船舶電話	本社又は非常連絡先

(機器点検)

第12条 船長は入港着岸および着棧前、機関の後進（ら旋推進器）の点検を実施すること。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第13条 船長および運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。（船長が運航管理者を兼任している場合を除く）